

介護保険料

(減額となる保険料額の計算方法)

○減免対象となる保険料額 ($A \times B / C$) に、前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D) をかけた金額が減免されます。

減免対象となる保険料額 ($A \times B / C$)

A : 当該被保険者の保険料額

B : 生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C : 生計維持者の前年の合計所得額

※事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入を言います。

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

前年の主たる生計維持者の合計所得金額と減免割合

1 : 210万円以下であるとき 10分の10 (全部)

2 : 210万円を超えるとき 10分の8

※主たる生計維持者が事業等を廃止し、または失業した場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する